

令和4・5年度 議会新庁舎整備検討特別委員会報告書

議会として新庁舎整備に必要と思われる内容を調査・研究し、町が定める「新庁舎整備基本構想」と「新庁舎整備基本計画」に対し、町へ提言を行うため、令和4年6月第414回議会定例会において、「高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会」が設置されました。

令和4年度

1. 会議等の経過

No.	開催日	内 容
1	6月7日	第414回6月議会定例会において、議会新庁舎整備検討特別委員会の設置が議決（正副委員長が互選）
2	7月7日	正副委員長で委員会運営について協議
3	7月22日	（第1回委員会） ・高根沢町新庁舎整備検討委員会での協議状況について、総務課から説明を受ける ・今後の活動計画について協議
4	8月17日	（第2回委員会） ・基本構想に盛り込むべき必要な内容を協議
5	10月3日	（視察研修） ・壬生町庁舎及び那珂川町庁舎の視察研修
6	10月14日	（第3回委員会） ・視察等を踏まえて基本構想への提言内容を協議
7	10月20日	（第4回委員会） ・提言書（案）のまとめ
8	10月25日	全員協議会において、提言書が了承された
9	11月15日	「高根沢町新庁舎整備基本構想に対する提言書」を町長へ提出

担当課である総務課から高根沢町新庁舎整備検討委員会での協議状況を聞いたり、近隣町の新しい役場庁舎を実際に視察し説明を受けたりして、新しい高根沢町の庁舎はどうあるべきか、町民及び職員の利便性も含めて協議しました。

2. 提言書の提出

7項目の構成による「高根沢町新庁舎整備基本構想に対する提言書(p. 5～)」を作成し、11月15日、町長に提出しました。

令和5年度

1. 会議等の経過

No.	開催日	内 容
1	7月28日	(第1回委員会) ・今後の活動計画について協議 ・新庁舎整備の進捗状況について、新庁舎整備課から説明を受ける
2	8月22日	(第2回委員会) ・基本計画に盛り込むべき内容を協議
3	9月1日	(第3回委員会) ・「高根沢町新庁舎整備に係る町民広場内公共施設のあり方検討委員会」へ送る委員を選出
4	10月4日	(視察研修) ・真岡市庁舎及び下野市庁舎の視察研修
5	10月5日	(第4回委員会) ・新庁舎建設に向けた意見について、庁舎全体についてと議会機能について協議
6	10月20日	(第5回委員会) ・「新庁舎整備基本計画に対する提言」のまとめ ・「新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見」のまとめ
7	10月23日	全員協議会において、基本計画に対する提言、議会施設に関する意見が了承された
8	10月23日	(第6回委員会) ・「高根沢町新庁舎整備に係る町民広場内公共施設のあり方検討委員会」への意見を交換
9	10月25日	「新庁舎整備基本計画に対する提言」、「新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見」を町長へ提出

比較的新しい近隣市の庁舎を視察し、より良い庁舎とするべく基本計画に盛り込むべき事項について、また開かれた議会となるような議会施設について協議してまいりました。

2. 提言書等の提出

「新庁舎整備基本計画構想に対する提言（p. 10～）」、「新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見（p. 14～）」を10月25日、町長に提出しました。

令和5年10月25日の町長への提言書提出をもちまして、特別委員会の設置目的である「新庁舎整備基本構想」と「新庁舎整備基本計画」に対しする調査・研究及び提言を終えたことを、報告いたします。

令和5年12月7日

高根沢町議会議長 神林秀治 様

高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会

委員長	加藤	章
副委員長	阿久津	信男
委員	野中	昭一
委員	森	弘子
委員	横須賀	忠利
委員	澤畑	宏之

高根沢町新庁舎整備基本構想に対する
提言書

令和4年11月15日

高根沢町議会

町本庁舎は、建設から59年が経過し施設の老朽化が進んでいること、また複数の庁舎への行政機能の分散により町民へのサービス効率が低下していることが大きな課題であると捉えています。

町では、新庁舎の整備に関し「高根沢町新庁舎整備検討委員会」を令和3年10月に設置し、新庁舎整備基本構想の策定を進めていますが、町議会として新庁舎整備に係る調査・研究を独自に行うことを目的として、令和4年6月第414回定例会において「高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会」を設置しました。

以来、町執行部の説明を求めるとともに、現庁舎における課題等への対応策や、他自治体の庁舎の視察を踏まえながら、議論を重ねてまいりました。

現在、町執行部においては、新庁舎整備基本構想の策定に向けての作業を鋭意進められておりますが、今後の円滑な整備の推進に向け、基本構想の策定にあたり、議会の立場からの提言をまとめましたので、ここに提言いたします。

本提言が基本構想の策定において尊重されるよう望みます。

令和4年11月15日

高根沢町議会議長 佐藤晴彦

提言

I. 町民が利用しやすい庁舎

複数の庁舎に行政機能が分散していることにより、町民が手続きや相談のために車での移動を強いられることもあります。また、増築を繰り返した本庁舎は迷路のようでもあり、行きたい課にどう行くか分からないという来庁者も多くいます。

庁舎内はバリアフリーになっていない部分も多く、高齢者や障害者が利用しづらいという課題もあります。

そこで・・・

- ①出先機関を本庁舎に集約すること。そのために、集約できる面積の土地を確保すること。
- ②窓口機能は重点的に同一フロアに集中させること。
- ③町民にとって分かりやすい配置となるよう、また分かりやすい案内ができるようにすること。
- ④高齢者や障害者、また子ども連れに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ⑤町民が集えるような談話コーナーや会議室を整備すること。
- ⑥町民が利用できる購買・飲食施設があると望ましい。
- ⑦駐車場は十分な駐車台数、1台当たりの面積を確保すること。
- ⑧障害者などが駐車場から庁舎出入口まで雨に濡れずに移動できるよう配慮すること。

II. 職員が働きやすい庁舎

事務室が狭いこと、また出先機関に入っている課もあるため、効率性・機能性で働きにくいのではないかと思います。また、ITの進歩に伴い、建設から約60年経過した現庁舎では不具合も考えられます。

町民が気持ちよく利用するためには、職員が働きやすいことが重要と考えます。

そこで・・・

- ①余裕をもった執務スペースを確保すること。
- ②ITの進歩などの社会変化に柔軟に対応できる構造とすること。
- ③執務エリアと住民利用エリアを明確に分け、行政情報のセキュリティを確保すること。

Ⅲ. 災害に強く、防災の拠点となれる庁舎

東日本大震災の記憶、また近年の集中豪雨を考えると、町民を災害から守るためには、地震等の災害に強く安全な庁舎であることが大前提です。

そこで・・・

- ①建設場所は、浸水想定区域外とすること。
- ②耐震性能に優れた庁舎とすること。
- ③防火対策として雨水利用も検討すること。
- ④災害対策本部の設置場所、消防団本部の活動拠点となる場所を考慮すること。
- ⑤屋外空間は、災害時に柔軟に活用できるよう整備すること。

Ⅳ. 環境に配慮した庁舎

老朽化した現庁舎は、空調や採光など全ての面で環境的にも多くの課題を抱えています。

新庁舎は、ゼロカーボンシティ宣言をした町に相応しい庁舎であるべきと考えます。

そこで・・・

- ①再生可能エネルギーを利用すること。
- ②雨水をトイレ用水として再利用するなど、環境負荷を減らす仕組みを取り入れること。
- ③自然の光や風を取り入れることにより、石油エネルギーの削減を図ること。
- ④環境対策の取組みについて、積極的に情報発信をすること。
- ⑤環境技術は進歩が著しいため、最新技術を取り入れられるよう、情報収集していくこと。

Ⅴ. 維持しやすい庁舎

独自性を重視したデザインよりも、景観に調和し、経済的で維持管理しやすい庁舎であることが必要です。

そこで・・・

- ①機能性や効率性を重視したシンプルな構造物で、ランニングコストが低い庁舎とすること。
- ②メンテナンスを考慮した作りとすること。
- ③必要な耐震性と耐久性を兼ね備えた庁舎となるよう、様々な建設手法を検討すること。

Ⅵ. 活発に審議できる議会

現在の議場はスペース的に余裕がなく、議席や執行部席が狭く、議事運営に苦勞しています。

また、音響映像システムの老朽化や、傍聴席がバリアフリーになっていないなど、開かれた議会を推進していくためには、設備面で多くの課題があります。

そこで・・・

- ①高齢者や障害者、子ども連れでも傍聴しやすい議場とすること。
- ②スペース的にゆとりを持った議場とすること。
- ③傍聴者に資料を映し出すモニターや、オンライン配信の設備など、IT化に対応していくこと。
- ④議場の構造や議席の配置は、議事運営に深く関わる事項のため、議会と意見交換をしながら計画を進めること。

Ⅶ. その他

- ①国の補助金など支援制度の有効活用を図り、財政的な負担軽減に努めること。
- ②整備を進めていくにあたり、住民や議会の意見の反映に努めること。
- ③公共施設の再編についても、併せて検討すること。

高根沢町新庁舎整備基本計画に対する
提言書

令和5年10月25日

高根沢町議会

町は「高根沢町新庁舎整備検討委員会」に諮問して答申を得た内容と、「高根沢町議会」からの提言を踏まえ、令和5年3月に「高根沢町新庁舎整備基本構想」を策定し、令和5年度は「高根沢町新庁舎整備基本計画」の策定に向けての作業を鋭意進められていると思います。

町議会としては、令和4年6月第414回議会定例会で設置した「高根沢町議会新庁舎整備検討特別委員会」において、他市町の庁舎整備についての事例研究などを行いながら、この「基本計画」に取り入れるべき内容について議論を重ねてまいりました。

町と共により素晴らしい新庁舎を整備していきたいという思いをもって、議会の立場から新庁舎整備基本計画に対する提言をまとめましたので、ここに提出いたします。

本提言が基本計画の策定において尊重されるよう望みます。

令和5年10月25日

高根沢町議会議長 神林秀治

新庁舎整備基本計画に対する提言

庁舎の建設地

住民が利用しやすい庁舎とするためには、町の執行機関の集約化は必然であり、そのために必要な敷地面積を確保できること、また車での来庁者が多いことから、町の中心である事が望まれる。

これらのことから、新庁舎の建設地は町民広場とすること。

また、建設地が決定しないことには種々の検討が具体的に行えないため、建設地を早急に決定すること。

基本方針1. 誰もが利用しやすく親しみやすい庁舎

住民や職員にとって効率的で快適な庁舎となるよう、下記の事項を求める。

- ・ 1階には、住民がよく利用する課を集中して配置すること。
- ・ 1階には、投票所や申告相談会場などに利用できる広いオープンスペースを確保し、町で利用しない期間は、住民が作品展示会などで利用できる場所とすること。
- ・ 住民との協働によるまちづくりを進めるために、住民が利用可能な会議室を整備すること。
- ・ オープンスペースや会議室の住民利用を夜間や閉庁日も可能とするために、執務スペースと分離するセキュリティを整えること。
- ・ 住民もインターネット回線を利用できるよう、フリーWi-Fiを整備すること。
- ・ おもいやり駐車スペースから庁舎出入口までの距離を短くすること。また雨に濡れずに移動できるような手段を講じること。
- ・ 庁舎内で住民が心地よく滞在できるよう、談話コーナーやキッズスペースを設けること。
- ・ 職員の休憩スペースを十分確保すること。

基本方針2. 災害に強く、防災拠点となる庁舎

災害発生時において、災害対策活動の拠点としての機能が十分発揮できるよう、下記の事項を求める。

- ・ 免振装置などの優れた耐震性を備えた建物とすること。
- ・ 災害時に電気や水道等のライフラインが途絶えた場合でも災害対策活動が継続できるよう、最低3日分の水と電気を確保するための雨水利用や自家発電、蓄電池などの装置を設置すること。

- ・電源装置は、浸水しない位置に設置すること。
- ・災害対策本部の設置場所や、消防団本部活動の拠点となる場所を確保すること。また、適時適切に情報発信や指揮命令を行うために、危機管理担当課や関連部署との連携が取りやすい場所とすること。
- ・防災倉庫は庁舎の近くに配置すること。
- ・駐車場等の屋外空間は、災害時の活用を考慮して整備すること。

基本方針3. 将来的な変化を見据えた庁舎

行政機能の変化など、現代の目まぐるしい時代変化に柔軟に対応するため、下記の事項を求める。

- ・情報通信技術や人工知能の進化に柔軟に対応できる構造とすること。
- ・組織改編や会議室の需要変化などに柔軟に対応できるよう、汎用性の高い構造とすること。
- ・保存すべき文書量の変化に合わせて、十分な書庫スペースが確保されること。

基本方針4. 環境に配慮し、経済的な庁舎

ゼロカーボンシティのシンボルタワーとなるよう、環境に配慮した再生可能エネルギー、省エネルギーの最先端技術を積極的に導入し、環境負荷の低減、自然環境への配慮を行うために、下記の事項を求める。

- ・太陽光発電などの自然エネルギーの利用や、自然採光、地熱利用の空調、熱反射ガラスなど、脱炭素と快適性を両立できる技術を積極的に導入すること。
- ・トイレ等への雨水・井戸水の利用を検討すること。
- ・維持管理が容易な建材や構造とし、ランニングコストの低い庁舎とすること。

高根沢町新庁舎建設に向けた
議会施設に関する意見書

令和5年10月25日

高根沢町議会

令和5年7月28日付け高庁第3号で町長から依頼のありました「新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見」について、議会の立場から必要と思われるものをまとめましたので、意見として提出いたします。

また、議会施設については、使い勝手のいい施設とするために、今後、基本設計や実施設計の各段階で、その都度議会の意見を確認いただくようお願い申し上げます。

令和5年10月25日

高根沢町議会議長 神林秀治

新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見

I. 議会施設全体

- ・議会関係施設は、1つのフロアに集約する。庁舎内の位置（階数）については特に意見はないので、庁舎全体的に住民の利用を優先した配置として欲しい。
- ・来庁者の動線とセキュリティに配慮した配置とする。
- ・ユニバーサルデザインとする。

II. 議場

- ・多目的利用を考えた構造とはしない。
- ・レイアウト…現在と同様に直列配置型とする。議員側にも登壇用の机を配置する。
- ・床形状…現在と同様に、議員側はひな壇形式、執行部側はフラットとする。スロープなどのバリアフリー設備を備える。
- ・議長席…議場全体が見渡せるよう、十分な高さをとる。
- ・机、イス…机は固定式、イスは可動式とする。座席間はゆとりをもった間隔とする。将来の組織改編等に対応できることが望ましい。
- ・通信回線…議員のタブレット端末や執行部職員のパソコンに対応したネットワーク回線を整備する。
- ・設備…音響・録音、映像配信システムは、最新のものを導入する。インターネット中継設備、電子投票システム、また会議資料や採決結果を表示するモニターの設置を希望する。
- ・その他…内装等に県産材を利用することを検討して欲しい。
議場に隣接した位置に、執行部の説明員が待機できる部屋を配置する。

III. 傍聴席

- ・レイアウト…現在と同様に、議員席の後ろに配置する。議員席と十分な距離をとるようにする。
- ・床形状…フラットにし、テーブル付きのイスを配置する。バリアフリーに配慮する。
- ・設備…傍聴者が見える位置に、会議資料や採決結果を表示するモニターを設置する。

IV. 諸室

- 正、副議長室…それぞれに部屋があることが望ましい。議長室には応接スペースも含めて計画する。
- 会議室…全員協議会が行える広さの会議室と、委員会用の会議室を配置する。そこで利用する録音装置やモニター、通信回線も併せて整備する。
- 議員控室…1室を配置する。
- 議会図書室…議員控室内に図書の保管・閲覧用のスペースを併設する。
- 事務局室…傍聴受付のスペースや、打ち合わせスペースを確保する。